

病床の種別ごとの基準病床数について

基準病床数制度について

第3回医療計画の見直し 等に関する検討会	資料
平成28年7月15日	1

目的

病床の整備について、病床過剰地域(※)から非過剰地域へ誘導することを通じて、
病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保

※既存病床数が基準病床数(地域で必要とされる病床数)を超える地域

仕組み

○ 基準病床数を、全国統一の算定式により算定

※一般病床・療養病床は、二次医療圏ごとの性別・年齢階級別人口、病床利用率等から計算

精神病床は、都道府県の年齢階級別人口、1年以上継続して入院している割合、病床利用率等から計算

結核病床は、都道府県において結核の予防等を図るため必要な数を知事が定めている

感染症病床は、都道府県の特定感染症指定医療機関等の感染症病床の合計数を基準に知事が定めている



○ 既存病床数が基準病床数を超える地域(病床過剰地域)では、公的医療機関等の 開設・増床を許可しないことができる

病床数の算定に関する特例措置

① 救急医療のための病床や治験のための病床など、更なる整備が必要となる一定の病床については、
病床過剰地域であっても整備することができる特例を設定

② 一般住民に対する医療を行わない等の一定の病床は既存病床数に算定しない(病床数の補正)

病床の種別ごとの基準病床数について

第3回医療計画の見直し
等に関する検討会
平成28年7月15日
資料
1

種別	概要
一般病床	<p>病院及び診療所の病床について、<u>二次医療圏</u>ごとに、医療法施行規則に定める<u>全国一律の算定式</u>により算定。</p>
療養病床	<p>※この際、一般病床については、<u>地方ブロック</u>ごとに算定式に代入する係数(一般病床退院率・平均在院日数)を設定。</p>
精神病床	<p>病院の病床について、<u>都道府県の区域</u>ごとに、医療法施行規則に定める<u>全国一律の算定式</u>により算定。</p>
感染症病床	<p>病院の病床について、<u>都道府県の区域</u>ごとに、法令の規定により指定を受けている医療機関の感染症病床の合算値を基準として算定。</p>
結核病床	<p>病院の病床について、<u>都道府県の区域</u>ごとに、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の提供を図るため必要な数を算定。 (具体的な算定方法は、健康局結核感染症課長通知により、技術的助言として都道府県に通知している。)</p>

関連する検討会等について

第3回医療計画の見直し 等に関する検討会	資料
平成28年7月15日	1

病床の種別ごとに、関連する検討会等の場において、議論を行う。

一般及び療養病床

本検討会において議論

精神病床

「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」において、あるべき地域精神保健医療福祉体制を検討する中で議論

結核病床

「厚生科学審議会結核部会」において、必要に応じて議論